

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（金融庁総合政策局総合政策課）

制 度 名	NISA 制度の恒久化等	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	家計の安定的な資産形成を継続的に後押しする観点から、以下の項目について措置を講じること。	
	<p>① NISA 制度の恒久化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NISA 制度（一般・ジュニア・つみたて）について、恒久措置とすること。</li> <li>・ なお、「つみたて NISA」については、開始時期にかかわらず、20 年間の長期・積立・分散投資のメリットを享受できるよう、制度期限（平成 49 年）を延長すること。</li> </ul> <p>② NISA 制度の利便性向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NISA 口座を保有する者が、海外転勤等により一時的に日本を離れている間であっても、引き続き NISA 口座を利用できるようにすること。</li> <li>・ 成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、NISA 制度の利用開始年齢を引き下げること。</li> <li>・ NISA 口座で保有する上場株式等を他の年分の非課税管理勘定に移管する際に提出するロールオーバー移管依頼書について、電磁的方法による提出の簡素化を図ること。</li> <li>・ 「一般 NISA」勘定と「つみたて NISA」勘定の期中における変更手続について簡素化を図ること。</li> </ul>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする</p>		<p>(1) 政策目的</p> <p>NISA 制度の恒久化等により、同制度の更なる普及・利用促進を図るとともに、家計の安定的な資産形成を継続的に後押しする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>NISA 制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、家計の安定的な資産形成のツールとして広く定着しつつあるが、時限措置であるため、制度の持続性の確保を求める声が多い。</p> <p>※1 口座数：約 1,168 万件、買付額：約 13.9 兆円（一般・つみたての合計、平成 30 年 3 月末時点）</p> <p>※2 「一般 NISA」及び「ジュニア NISA」は平成 35 年まで、「つみたて NISA」は平成 49 年までの時限措置</p> <p>特に、「つみたて NISA」については、本年から投資を開始する者は 20 年間のつみたて期間が確保できる一方、来年以降は、つみたて期間が 1 年ずつ縮減し、長期の積立投資を奨励する制度であるにもかかわらず、20 年のつみたて期間が確保されない状況にある。</p> <p>また、NISA 制度の更なる普及・利用促進を図る上では、利便性の向上等を図っていくことも重要である。</p> <p>これらを踏まえ、上記の措置を要望するものである。</p>	
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>「未来投資戦略 2018—『Society5.0』『データ駆動型社会』への変革—」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）・抄</p> <p>第 2 具体的施策</p> <p>Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり</p> <p>[2]大胆な規制・制度改革</p> <p>2. 投資促進・コーポレートガバナンス</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進</p> <p>②家計の安定的な資産形成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年 1 月にスタートしたつみたて NISA の普及や利用促進を図る観点から、利便性向上に向けた方策を検討するとともに、官民における職場環境の整備（「職場つみたて NSIA」の導入）を促進する。また、スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャンネルを通じた取組を進める。</li> </ul> <p>政策の達成目標</p> <p>NISA 制度の普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>恒久措置とする。</p>

		同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
		政策目標の達成状況	平成 30 年 3 月末時点で、NISA (一般・つみたて) の口座数は約 1,168 万口座、買付額は約 13.9 兆円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は約 27 万口座、買付額は約 856 億円となっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	5,129 万人 (2017 年度 個人株主数の延べ人数) (出典) 東京証券取引所等「2017 年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 30 年 3 月末時点で、NISA (一般・つみたて) の口座数は約 1,168 万口座、買付額は約 13.9 兆円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は約 27 万口座、買付額は約 856 億円となっている。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	対象外
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		平成 30 年 3 月末時点で、NISA (一般・つみたて) の口座数は約 1,168 万口座、買付額は約 13.9 兆円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は約 27 万口座、買付額は約 856 億円となっている。	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>NISA 等の普及・促進により、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記のとおり、平成 30 年 3 月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約 1,168 万口座、買付額は約 13.9 兆円となっている。また、ジュニア NISA の口座数は約 27 万口座、買付額は約 856 億円となっており、着実に普及・利用促進が進んでいる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度改正 NISA の創設</li> <li>・平成 22 年度改正 NISA の法制化</li> <li>・平成 23 年度改正 NISA の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 24 年度改正 NISA の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等</li> <li>・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上</li> <li>・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等</li> <li>・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上</li> <li>・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等</li> <li>・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実</li> </ul>